

令和7年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(都市整備関連)**

令和6年7月

大 阪 府

目 次

1. 万博成功と大阪の成長・飛躍に向けた取組の加速	1
2. 大阪の成長に向けたインフラ整備の推進	2
3. 災害への対応など安全・安心の確保	5
4. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現	10
5. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上	14

※要望文中の下線部については、「令和7年度 国の施策並びに予算に関する最重点
提案・要望（令和6年6月）」においても記載している内容です。

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (都市整備関連)

日頃から、大阪府都市整備行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

わが国で20年ぶりの国際博覧会となる大阪・関西万博の開幕まであと9か月を切り、今まさに総仕上げの時期です。国家プロジェクトである万博の成功に向け、オールジャパン体制のもと、国内外の機運醸成に全力を尽くし、万博のコンセプトである「未来社会の実験場」を実現します。

そのような中、本府では、大阪・関西の成長に向けて、大阪・関西万博の着実かつ円滑な開催と、その後の成長を支える取組を推進しております。

こうした取組を堅実に進めていくためには、都市基盤・住環境の整備を進めることが不可欠です。

万博で導入される自動運転などの新モビリティの実現に向けた取組や万博等を契機に増加する来訪者の満足度向上や関西周遊の促進に資するMaaSを発展させていきます。また、鉄道・道路ネットワークの充実・強化などのインフラ整備、リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期開業、居住の安定確保や脱炭素社会の実現に向けた取組の促進等を進めることで、将来の大阪の成長を支える都市整備を推進していきます。

加えて、南海トラフ巨大地震等の自然災害から、人命を守ることを最優先に、甚大な被害や経済損失を未然に防ぐため、三大水門の整備や施設の維持管理・更新など、防災・減災対策を進めていきます。

これらの日本の成長や国民の安全安心に資するインフラ整備を着実に進めるためには、昨今の資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応できる十分な予算を確保する必要があります。

令和7年度の国家予算編成に当たりましては、以上の趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 万博成功と大阪の成長・飛躍に向けた取組の加速

(1) 万博の成功に向けて

本年4月に運用が開始された自家用車活用事業、いわゆる新たなライドシェア制度では、車両台数・地域・期間などが限定されており、万博で急増する移動需要に対応することができない。このため、大阪の実情に合わせた制度となるよう、速やかに現行制度にかかる規制の緩和を行うこと。

(2) 万博レガシーを活用した大阪の成長・飛躍に向けて

① 持続可能な地域公共交通を確保するため、万博で導入される自動運転など新モビリティの実装を進めるうえで課題となる歩車分離など自動運転走行空間のあり方や、事故等が発生した場合の責任の所在など社会的ルールを整備すること。また、社会実装に向けた走行環境整備等のための財政支援を行うこと。

② ライドシェアについては、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）において、「安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。」と記されているところであるが、タクシー事業者以外の新規事業者の参入やドライバーの業務委託方式の導入など、大阪府からの提案も踏まえ検討を行うこと。

③ 万博等を契機に増加する来訪者の満足度向上や関西周遊の促進に資するMaaSの更なる発展に向け、事業者によるデータ連携やシステム整備等に係る財政支援、事業者間の連携促進に向けた積極的な働きかけなどを行うこと。

【MaaS活用イメージ】



2. 大阪の成長に向けたインフラ整備の推進

(1) 道路ネットワークの充実・強化

- ① 阪神高速淀川左岸線は、新名神・名神高速道路と関西国際空港及び大阪湾ベイエリアを結ぶ大阪都市再生環状道路の一部を形成する重要な幹線道路であることから、淀川左岸線（2期）の早期完成に続き、着実な進捗が期待される延伸部についても、工事の準備を最大限進め、トンネル工事に早期着手するなど、一日も早い全線整備に向けて、さらなる事業推進を行うこと。
- ② 新たな国土軸として東西二極を複数のルートで結ぶ新名神高速道路について、暫定4車線を早期に全線完成させるとともに、物流生産性向上等に寄与する6車線化についても整備を推進すること。
- ③ 新大阪駅周辺地域が広域交通ネットワークの一大ハブ拠点となることを踏まえ、新大阪駅周辺から大阪都心部や高速道路へのネットワーク強化のための新御堂筋の機能強化について、関係者と検討を深めること。
また、新名神高速道路と接続する箕面有料道路の高速道路会社への移管を進めるとともに、近畿圏の高速道路料金について、淀川左岸線等の高速道路ネットワークの整備状況なども見据えた、さらに利用しやすいシームレスな料金体系となるよう、引き続き取り組むこと。
- ④ 国の新広域道路交通計画に位置づけられた一般広域道路である大阪内陸都市環状線（（一）大阪羽曳野線、（主）大阪和泉泉南線）や第二名神連絡道路（（主）枚方高槻線、（主）大阪高槻京都線）などの事業中路線については、早期に重要物流道路に指定し、着実に整備が進められるよう必要な財源措置を講じること。
また、道路と鉄道の立体交差化、主要渋滞箇所の対策の推進に必要な財源措置を講じること。

【道路ネットワーク】



(2) 鉄道ネットワークの充実・強化など

- ① リニア中央新幹線・北陸新幹線の新大阪駅までの早期全線開業を図ること。リニア中央新幹線は、環境影響評価法に基づく手続きに速やかに着手し、北陸新幹線については、早期着工に向けて、必要な手続きを着実に進めるとともに、財源を確保すること。また、広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される新大阪の駅位置については、新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のために早期に確定するとともに、既存の新幹線や在来線との乗換等の利用者利便性を考慮すること。



- ② なにわ筋線は、関西国際空港へのアクセスを強化するとともに、国土軸上の新大阪から大阪都心部を經由し大阪南部地域等を結ぶことで、広域的な鉄道ネットワークを形成することから、その整備に必要な財源確保を行うこと。

また、大阪・関西の成長に資する公共交通戦略路線（なにわ筋連絡線・新大阪連絡線など）について、その具体化に向けた必要な支援を行うこと。

- ③ 大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に形成された鉄道と環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークの形成に資することから、延伸事業の着実な推進に向けた財源措置を講じること。

- ④ 「開かずの踏切」などによる交通渋滞や事故の解消、周辺地域のまちづくりの促進につながる連続立体交差事業（京阪本線、阪急京都線、南海本線・高師浜線他）を着実に推進できるよう、必要な財源措置を講じること。

【都市鉄道ネットワーク】



(3) 地域公共交通の維持・確保

利用者の減少や運転手不足が深刻化している路線バス等の現状や、令和6年5月に国において公表された「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめを踏まえ、地域公共交通の確保・維持に向けた市町村や交通事業者等の関係者による取組が円滑に推進されるよう、必要な支援を講じること。

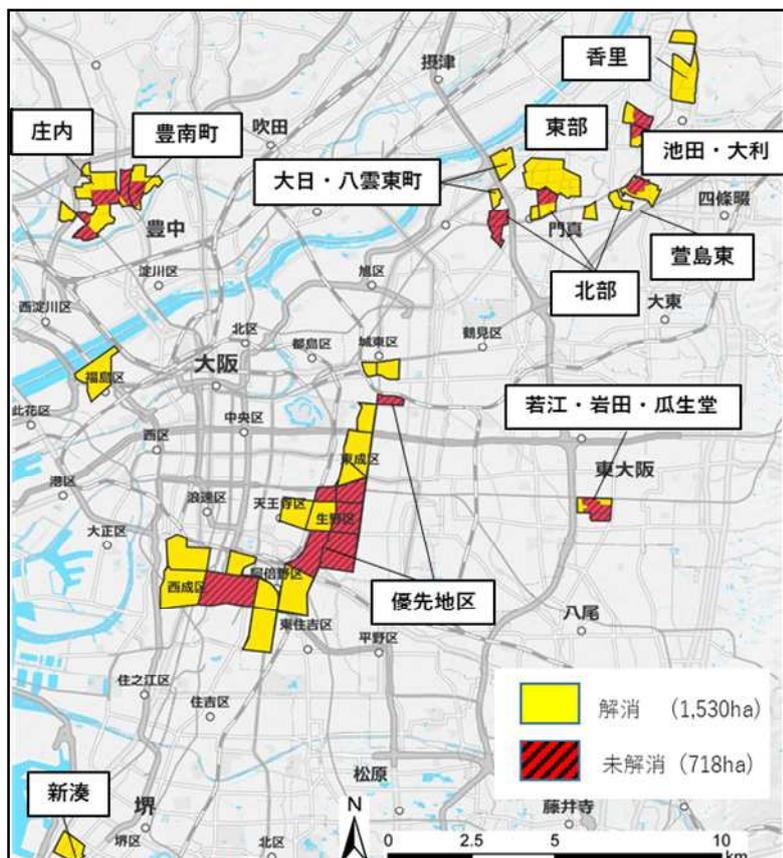
- ② 耐震診断義務付け対象建築物を耐震改修した場合における固定資産税の減額措置について、建替え工事も対象とすること。
- ③ 旧耐震基準の住宅を耐震改修した場合における所得税の特別控除の適用期限（令和7年12月31日）について、令和8年以降も延長すること。
- ④ 公営住宅の耐震化を進めるため、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な財源措置を講じること。

3) 密集市街地の整備

本府では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和7年度までに9割、令和12年度までに全域解消を目標に、GISを用いて特定した延焼危険性を効果的に低減できる箇所において、重点的に道路整備や老朽建築物の除却を推進するとともに、防災性とまちの魅力のさらなる向上のため、民間主体による建替えが進む環境整備等に取り組むこととしている。このため、必要な財源措置とあわせ、以下の制度拡充などを要望する。

- ① 焼失率改善効果の大きい老朽建築物等の除却を強力に推進するため、その所有者を特定し、除却の積極的な働きかけを行う必要性があることから、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること。
- ② 焼失率改善効果の大きい事業に係る用地譲渡を行う事業協力者に対して、租税特別措置法による所得税控除を措置すること。

【著しく危険な密集市街地の状況】（令和5年度末時点）



市	H24当初	R5年度末	
		解消	未解消
大阪市	1,333ha	866ha	467ha
堺市	54ha	54ha	0ha
豊中市	246ha	152ha	94ha
守口市	213ha	213ha	0ha
門真市	137ha	74ha	63ha
寝屋川市	216ha	160ha	56ha
東大阪市	49ha	11ha	38ha
合計	2,248ha	1,530ha	718ha

4) 防災公園の整備

安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進するため、被災者の救出救援等にあたる自衛隊・消防・警察等が集結する後方支援活動拠点や、大規模火災などから住民の安全を確保する広域避難場所となる防災公園整備（久宝寺緑地、大泉緑地等）の推進及び防災関連施設の改修・更新などに、必要な財源措置を講じること。

5) 緊急輸送道路（広域緊急交通路）等における無電柱化対策

広域緊急交通路（重点 14 路線）等における無電柱化について、今後、より一層の推進が図れるよう、必要な財源措置を講じるとともに、引き続き、事業期間短縮に向けた包括発注等の取組を進めること。

【電柱倒壊等による道路閉塞】



【無電柱化対策済】



(3) 治水・土砂災害対策の推進

1) 都市型水害に備える治水対策

① 寝屋川流域において取り組んでいる総合治水対策は、国が示す「流域治水」の考え方を全国に先駆けて実践しているものであり、その根幹となる地下河川、下水道増補幹線、流域調節池などの大規模治水施設に対し、十分な財源措置を講じること。

とりわけ、地下河川は短期集中的に整備する必要があるため、引き続き個別補助制度等により、事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

【寝屋川流域総合治水対策の整備箇所図】



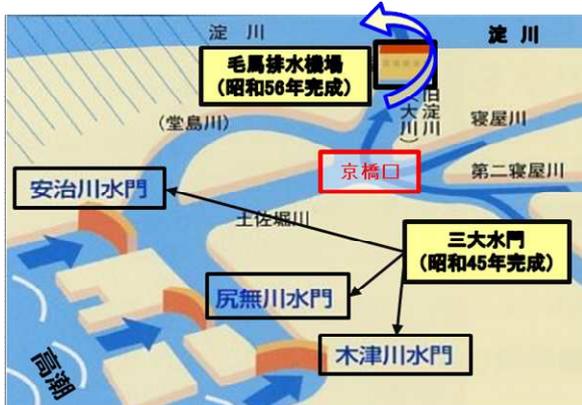
流域内には、全国的にも有名な最先端の宇宙分野の製品づくりを行う企業をはじめ、多様なオンリーワン企業、数多くのトップシェア企業などが立地する。



② 台風による高潮や南海トラフ巨大地震により想定される津波に備えるため、老朽化した三大水門の更新事業に対し、十分な財源措置を講じること。

【大阪府の高潮対策（イメージ図）】

【平成30年台風第21号来襲時の木津川水門】



③ 大和川について、大阪府域で避難判断水位を超過する洪水が度々発生しており、治水安全度向上に向け、具体的な河川整備の内容について早急に検討を進めること。

また、直轄河川の治水対策として、淀川における阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業などの推進とともに、寝屋川流域の洪水・高潮時の排水施設である毛馬排水機場について、更新時期を迎えていることから、確実に稼働するよう、更新を行うこと。

【令和5年台風第2号来襲時の大和川】



(出典) 国土交通省 HP

【毛馬排水機場】



2) 治水・砂防・環境整備事業の推進

① あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させるため、洪水浸水想定区域指定拡大に伴う市町村のハザードマップ作成などのソフト対策や、中小河川の整備などのハード対策を重点的かつ着実に実施できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、ため池の事前放流に伴う損失補填など、制度の充実を図ること。

② 土砂災害対策について、住民の避難につながる基礎調査などのソフト対策や急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策の地方負担の軽減を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等の移転・補強制度の充実を図ること。

③ 河川等の堆積土砂対策について、対応が必要な河川が多く存在するため、令和7年度以降も継続して取り組めるよう、「緊急浚渫推進事業債」の適用期限（令和6年度）の延長を図ること。

3) 流域下水道の雨水対策

本府の流域下水道事業は、他に類を見ない規模で広域的な雨水対策を実施してきている。引き続き、頻発する豪雨災害に備えるため、大規模で集中的に投資が必要な下水道増補幹線の整備及び大量に更新時期を迎えリダンダンシー確保のための予備機化と合わせて進めている雨水ポンプの更新事業に対し、個別補助制度を堅持し、事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

4. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現

(1) カーボンニュートラル等の推進

1) 住宅・建築物の省エネ対策等に係る施策の円滑な実施

2050年の脱炭素社会実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策等を推進するため、以下の事項を要望する。

- ① ZEH・ZEB化を促進するため、子育てエコホーム支援事業などの補助制度を継続し、予算額を拡充するとともに、認定低炭素住宅やZEHについて、税制優遇措置の拡充を図ること。また、ZEH割合の低い建売住宅のZEH化を促進するための支援を充実させること。
- ② 地方公共団体が公共建築物における率先した取組を着実に実施できるよう、補助金その他の財政支援を行うこと。また、公営住宅においては必要な財源措置を講じること。
- ③ 令和7年4月1日より改正施行される建築物省エネ法が円滑に運用されるよう、登録省エネ判定機関の体制整備に向けた措置を講じるとともに、改正法施行後も運用状況について確認のうえ、必要な対策を講じること。

2) 下水道事業の脱炭素化と資源循環

- ① 流域下水道施設は、多くの温室効果ガスを排出するため脱炭素化への貢献度が高い機械・電気設備の改築更新に必要な財源措置を講じること。
- ② 脱炭素化や下水汚泥資源の肥料利用などの取組にあたっては、国策としての国費負担率の引き上げや地方交付税の充当範囲拡充など、新たな制度を創設すること。

3) PCB含有塗膜の適正処理の推進

橋梁等鋼構造物のPCB含有塗膜の除却等や適正処理については、PCB特別措置法に基づく、PCB廃棄物処理基本計画を踏まえ、順次、取り組んでいるところである。確実に期間内に処理するため、健全性にかかわらず、PCB含有塗膜が施された構造物が対象となるよう、個別補助制度の拡充等を図るとともに必要となる財源措置を講じること。

2) 空家対策の促進

空家対策の実施主体である市町村による取組が一層推進されるよう、以下の事項を要望する。

- ① 管理不全な状態となっている空家について、市町村が総合的な対策を実施できるよう、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も対象に加えること。

【管理不全状態の長屋】



- ② 市町村以外の利害関係人が財産管理人を選任する場合にかかる費用を国庫補助の対象とするとともに、所有者不存在空家の解消に係る費用については、全額国庫負担とするなど、さらなる財政支援を行うこと。

(3) 安全・円滑な移動の確保

1) 歩行者・自転車の通行空間の整備

国内外から訪れる多くの人が安全、快適に府内各地を周遊できるよう、万博をインパクトに、より一層の広域的な自転車通行環境の充実を図るため、必要な財源措置を講じること。

また、昨今の事故情勢を踏まえ、通学路等における安全な歩道と自転車通行空間の確保などに必要な財源措置を講じること。

2) 鉄道利用者の安全確保及び利便性向上の取組の促進

鉄道利用者の安全確保に資する可動式ホーム柵の整備促進については、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、府や鉄道事業者等で策定した「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組み」に基づき取り組んでいるところである。今後、府内全域の必要な箇所に整備が図られるよう、鉄道駅バリアフリー料金制度を用いない鉄道事業者に対して、必要な財源措置を講じること。

また、新技術などを活用した利用者の安全確保や利便性の向上に資する取組に対し必要な支援を講じること。

3) ユニバーサルデザインタクシーの普及促進

万博等を契機に増加する来訪者など、誰もが安全・安心で快適に移動できる環境の実現に向け、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえつつ、ユニバーサルデザインタクシーが着実に普及するよう、事業者への支援の拡大や、自動車メーカーに対する車両の安定的な供給に向けた働きかけを行うこと。

【ユニバーサルデザインタクシー】



(出典) トヨタジャパンタクシーHP

5. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上

(1) 都市基盤施設の維持管理

1) 都市基盤施設の老朽化対策等の推進

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、一斉に老朽化が進んでいる。とりわけ、本府の流域下水道施設では、高度経済成長期以降に整備した設備の老朽化が著しく、更新事業も増加し続けており、下水処理・排水機能の停止を避けるため、その対策は待ったなしの状況である。本府では、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から都市基盤施設の長寿命化などに加え、AI を用いた区画線劣化診断やドローンによる点検などの新技術や民間のノウハウを活用した、戦略的な維持管理に取り組んでおり、以下の事項を要望する。

- ① 適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策を図りつつ、各施設の状況に応じて更新できるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 現在、地方単独費で実施している都市基盤施設の定期点検及び修繕・更新計画策定等について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。
- ③ 公園における魅力向上を図ることを目的に民間ノウハウを活用した整備（PFI、Park-PFI など）について必要な財源措置を講じること。
- ④ 流域下水道包括管理事業については、国費の交付要件となっている「ウォーターPPPの導入」にあたり、各自治体の実情に応じた柔軟な制度設計を図るとともに、導入検討等に相当な時間を要することから、要件化の実施時期についても延伸すること。

(2) 公営住宅の整備・適正な管理の推進

1) 公営住宅事業における財源措置

公営住宅は、社会情勢の変化に対応しつつ、高度経済成長期に供給された大量のストックの再編・整備等を通じて、将来戸数の適正化や良質なストック形成を進める必要がある。このため、建替えや計画的な修繕等、公営住宅事業を安定かつ確実に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

2) 公営住宅における単身入居者死亡後の残置物に係る立法措置

入居者死亡後の公営住宅の明渡しを促進し住宅困窮者の入居に供するため、以下の事項について立法措置を要望する。

- ① 公営住宅で単身入居者が死亡した後、住宅内に家財等が残置され、住宅の返還が行われない場合、1ヶ月など期間を定め、相続人に対し当該期間内に残置されている家財等の撤去を行うべき旨の公告を行い、当該期間内に撤去が行われないときは、事業主体が家財等を一定の基準に基づき分別し移動、保管できるものとする。その際、移動、保管に相当な費用が生じるときは、家財等を換価しその費用に充当できるものとする。
- ② 公営住宅で単身入居者が死亡した後に残置された家財等について、事業主体が移動、保管した後、一定の期間（1年など）が経過したときは、事業主体が家財等を処分できるものとする。